

所沢市の支援による

自己作成居宅サービス計画の作成手順

1. 居宅サービス計画を自己作成する旨の届出をします。
「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」を市に提出します。
2. 手順確認の指導を受けます。
指導終了後、提出書類を受け取ります。
週間サービス計画表、月間サービス計画票等を受け取ります。
あわせて、地域のサービス情報を受け取ります。
3. 「居宅サービス計画」を作成します。
サービス事業者を選んで直接依頼・契約します。
4. 「居宅サービス計画」を所沢市に提出します。
(1)、「居宅サービス計画」は「サービス利用票・別表」と「サービス提供票・別表」です。
※ 「サービス利用票・別表」は各2部作成します。
※ 「サービス提供票・別表」はサービス事業者毎の部数を作成します。
(2)、(1)に代えて「週間サービス計画表」を提出することもできます。
5. 所沢市で「居宅サービス計画」の確認を受けます。
「サービス利用票・別表」の1部は利用者保管、1部は市で保管します。
「サービス提供票・別表」はサービス事業者へ提出します。
↓
サービスの利用が始まります。
6. 月末にサービス実績を確認し、翌月5日までに所沢市に報告します。
サービス利用票のコピーに実績を記入する等、わかりやすい工夫をします。
7. 所沢市で給付管理業務を行い国保連に提出します。

※ 3～7を繰り返します。
※ 「サービス提供票・別表」がサービス事業者に前月の20日頃までに届くと、サービス提供が円滑に行えることとなります。